

会員施設各位

公益社団法人全国老人福祉施設協議会

会 長 石 川 憲

(公 印 省 略)

インターネット広告会社による事前説明のない契約被害について (注意喚起)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

昨今、介護人材確保難につけ込み、解約申込期間内に解約の意思表示を示さなければ有料広告に自動的に切り替わる点を事前に説明しないまま、当初無料で求人広告を掲載するという甘言を弄して契約を締結させ、解約申込期間内に解約を行わなかった施設に対して、法外な広告掲載料金を要求する事業者による被害相談が寄せられております。

このような被害を出さないためにも、契約条項について十分な説明を求め、確認し、その場で契約申込みを行わないなど、契約申し込みには十分にご留意くださいますようお願い申し上げます。

本会では JS リーガルサポートと称し、別紙のとおり法律相談窓口を設けております (担当：長野佑紀弁護士)。別添の情報をご確認いただき、必要に応じ、貴施設・事業所における法律上の係争及びそのおそれを含む事案については、お気兼ねなくご相談くださいますようお願い申し上げます。

(参考 本会宛寄せられた事例)

- あるインターネット広告掲載会社が 3 週間無料掲載を謳い契約させ、期間内に解約の申し込みがないことを理由に、自動更新とされ、高額な請求がなされた。本件の具体的な金額は、1 職種 180,000 円 × 3 職種の合計 540,000 円

[連絡先]

公益社団法人全国老人福祉施設協議会

総務・組織委員会指導監査対応室 (忽那・國井)

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-1 塩崎ビル 7 階

T E L 03-5211-7700 F A X 03-5211-7705

E-mail : js.kansa@roushikyo.or.jp

## 法律相談窓口（JSリーガルサポート）のお知らせ

公益社団法人全国老人福祉施設協議会は、会員便益向上の観点から、弁護士による法律相談窓口（JSリーガルサポート）を設置しております。相談窓口の開設日時や具体的な運用については以下のとおりですので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

### （JSリーガルサポートの利用）

- ・ JSリーガルサポートを利用される場合には、原則として、毎週水曜日（祝祭日を除く）の14：00-17：00に以下の電話番号にお問い合わせください。

JSリーガルサポートの電話番号：

0 3 - 5 2 1 5 - 7 7 2 5

### （受付日程）

3月	18日（月、15：00-18：00）、27日（水、14：00-17：00）
----	---------------------------------------

### （担当弁護士について）



長野 佑紀（ながの ゆうき） 弁護士

京都大学法学部、京都大学法科大学院を卒業後、宮澤潤法律事務所〔所在地:〒104-0061 東京都中央区銀座 1-3-1 銀座富士屋ビル 6階 TEL:03-3538-0051 MAIL: [naganoyuki0217@gmail.com](mailto:naganoyuki0217@gmail.com)〕で、介護施設や医療機関からの法律相談、紛争・訴訟対応を中心に扱う。全国各地の介護施設・医療機関の顧問弁護士を務めながら、介護医療業界におけるリスクマネジメントの底上げを目標に活動中。大学、業界団体、学会、自治体、介護施設、医療機関で講演多数。修光 Style 第11回では、そのだ修光先生と対談。

### （留意事項）

- ・ JSリーガルサポートの開設日時については変更となる場合があります。その場合は、JSweekly等により事前に周知いたします（下記参照）。
- ・ 相談内容については、例えば、介護事故に伴う損害賠償等の内容が考えられます。会員と直接関係が認められない相談内容はお受付いたしません。また、介護報酬の解釈・基準等に関する問い合わせについては、JSリーガルサポートではなくJSWEB110をご活用ください。

全国老施協 HP ⇒ 会員ログイン ⇒ マイページ ⇒ JSWEB110

- ・ JSリーガルサポートの対象として無料法律相談が可能になるのは、1つの案件につき初回の法律相談に限られ、同一案件に関する2回目以降の法律相談についてはJSリーガルサポートの対象には含まれません。したがって、2回目以降の法律相談等を希望される場合には、各会員と弁護士との間での別途個別契約により御対応ください。
- ・ 同様に、同一拠点に複数の施設・事業所（以下、「施設等」という。）を有する法人に関しては、当該拠点内の1施設等が既に初回の法律相談を利用されている場合には、同一案件については、他の施設等は会員番号が異なる場合であっても JSリーガルサポートを利用できませんので、法律相談等を希望される場合には、各会員と弁護士との間での別途個別契約により御対応ください。